

# 第8回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部 関係課長会【結果】

令和2年3月9日(月)  
13:15～防災対策室

## 検討事項1 今週の予定(予測)

### (1) 国の動き(予測)

- ・ 3月10日(火)・・・(おそらく夕方)に首相の記者会見
- ・ 3月13日(金)・・・特措法衆議院通過

※ これらの事項を踏まえ、柔軟に対応できる体制を確保しておくこと

### (2) 新型コロナウイルス感染症の状況

- 現在のフェーズについては、先週と変わっていない。
- 今後、検査体制が確立されると、むしろ、感染者が表に出てくると考えている。  
(り患者増加)

### (3) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 11日、12日、13日と、3日間定例で実施するようにスケジュールを確保しておく。(関係課長会も同様の取扱いとしている。)

### (4) 臨時閉館している公共施設に対する今後の考え方

- 16日以降開館に向け準備が必要
- 図書館・学校(図書室などの開放)・パルテノン多摩(ホール以外)など、換気等の十分な対策が行えるところは、開館していく方向で検討する。
- 児童館は、学童クラブが活用している場合は、そのまま閉館でも構わない。  
(慎重は判断が必要)
- 屋外体育施設は開放するが、種目によって濃厚接触の基準になる種目とならない種目(ラクビーなどは濃厚接触に含まれると考えられるがテニスは含まれないと考えられる)があることから、使用開始の必要性を十分に団体に判断するように、明確にしておくことが必要
- 開館に当たり、一律に考えるのではなく、その公共施設の役割や利用方法など十分に踏まえ、柔軟に検討すること(聖蹟記念館は、換気ができないけど、閉館しておく必要はないと思われる。)

新型コロナウイルス感染症対策本部会議を経て、13日にHPで周知できるように準備をすること

### (5) マスク配布について

- 多摩市医師会に未加入のクリニック等への周知を行っておくこと
- 多摩歯科医会や市内の歯科医会にも情報提供を行うこと
- 介護事業者に対する配布方法の確認すること(多摩市民を診ている市外の事業者への配布は?)
- 学童クラブにて、児童が、市の備蓄マスクをしているが、児童に配布しているのか。(現場の判断に任せている。せき込んでいる子供に渡すことは当然である。と、総務部長が回答)

## 検討事項 2 公共施設の開館に関する調査の集計について

### <公表時の方針>

13日以降、フェーズが見直される可能性があるが、現状維持又は悪化するものと見積もられるため、公表時の方針は以下のとおりとする。

- ・「A = 開館」  
⇒「開館」
- ・「B = フェーズが改善した場合開館」  
⇒「継続閉館」
- ・「C = フェーズが現状維持の場合開館」  
⇒「開館」又は「継続閉館」
- ・「D = フェーズが悪化した場合でも開館」  
⇒「開館」
- ・「E = フェーズがいかなる場合でも閉館」  
⇒「継続閉館」

### <公共施設の開館についての再検討>

#### ▶要領

- ・検討事項1(4)の「臨時閉館している公共施設に対する今後の考え方」に基づき、本調査の内容について各課で再検討する。
- ・入力漏れがあれば追記する。
- ・継続閉館する施設は、備考欄に理由を簡潔に記載する。
- ・同じ施設でも屋内と屋外などケースによって検討し直す。

#### ▶期限

- ・3月10日(火) 15時

#### ▶補足

- ・3月11日(水)の対策本部会議の資料となる。
- ・各課は、再検討した内容をもって部長と調整する。
- ・開館する施設の公表は、13日(金)を予定(HPにて)

## 検討事項 3 各課に寄せられている問合せに関する調査の確認について

- ・HPへの公表は、この内容で速やかに実施予定(別添のとおり)
- ・これに追加する場合の要領は、別途指示する。

## 検討事項 4 市主催事業(イベント等)の延期・中止の判断基準(3月16日以降)(案)

### (1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、市主催事業(イベント等)について、2月29日から3月15日までの間、原則、延期・中止の措置を講じている。

現在、臨時閉館している公共施設について、再評価を行うことが決定されていることから、同時期に市主催事業（イベント等）についても、再評価を行い、市として統一的な対応を図ることを協議する。

## (2) 方針

臨時閉館している公共施設の判断基準と同一の基準を用い、市主催事業（イベント等）の延期・中止・実施の判断を行う。

これは、多くの主催事業（イベント等）は、公共施設を活用していることから、同一の判断基準を用いることで統一的な対応を図ることを目的とする。

しかしながら、新型コロナウイルス拡散防止には、クラスターを生み出さないことが、今重要なことであるから、各市主催事業（イベント等）において、各所管課でその開催の必要性は十分に検討すること。

個別事情により対応しなければならない主催事業等は、別途調整とする。

3月10日に行われる国の発表内容を踏まえて、柔軟に対応する。

## (3) 判断基準

以下の基準のいずれかに該当する場合は、引き続き、延期・中止の判断を行うこと

実施場所	中止・延期する事業
屋外	飲食を伴う事業
	人が至近距離で会話及び接触する事業
屋内	飲食を伴う事業
	参加者同士の離隔距離が2メートル以上取れないもの
	クラスターを発生させる恐れがある事業
	十分な換気が取れない施設で実施する事業
	対象者が高齢者の事業

## (4) 対象期間

3月16日から4月12日までの間に実施する市主催事業（イベント等）

## (5) 関連団体等が実施する事業

基本的には、各団体の判断とするが、多摩市の判断基準及び厚生労働省が発出している「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために 令和2年3月1日版」のを参考とし、開催の必要性を十分に検討するよう依頼する。

### <中止する事業の調査 vol.2>

▶対象期間：3月16日（月）～4月12日（日）

▶調査要領

- ・上記判断基準をもとに、実施・中止を判断
- ・判断結果を健康推進課様式集の新型コロナウイルス感染症関係フォルダ内調査ファイルに入力
- ※入力要領は、当該ファイル内に記載
- ・既に中止を決定した事業は、基本的に中止
- ・会議・審議会は対象外

▶入力期限：3月12日正午

## 検討事項5 都が配布するマスクの使用方法について

- ・東京都から提供される2,000枚のマスクの処置  
⇒日本医科大学多摩永山病院に提供（不足しつつあるとの情報）  
（多摩南部地域病院は豊富にある模様）
- ・日本医科大学多摩永山病院が不要の場合は、別途調整する。
- ・3月10日（火）納品予定

### <情報提供>

- 総務契約課：・本庁舎のカウンター消毒用に消毒液を作成し、給湯室に設置するので、各課で実施する。（通知サービスで周知）
- ・補充は、当面は総務契約課で実施
  - ・出先機関は、総務契約課が通知サービスに掲載する消毒液の作り方を参考に各施設で対応する。
- 総務契約課：・12時45分から10分程度、各部屋の換気を各課で実施する。（通知サービスで周知）